証券コード　7596
平成27年６月11日

株　主　各　位

東京都立川市曙町二丁目８番３号
株式会社　魚　力
代表取締役社長　中　田　雅　明

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都立川市曙町２丁目40番15号
パレスホテル立川　４階　「ローズルーム」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第31期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第31期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.uoriki.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎節電対策のため、空調機能を抑制しておりますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

ご出席の株主の皆様に対するお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解の程、よろしくお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府及び日銀の経済政策や金融政策により、景気はゆるやかな回復基調が続いているものの、円安の進行や食品の相次ぐ値上げなど先行き不透明な状況が続いております。

また、雇用・所得環境が改善し個人消費は持ち直しの動きが見られ高額商品の販売が好調な反面、物価上昇への懸念や消費税引き上げなどから消費者の生活防衛意識は更に高まり、生鮮食品をはじめ食品全般の低価格志向や日常的支出への節約志向は未だ根強いものがあり、消費の二極化が進んでおります。

一方、水産業界におきましては、魚資源の枯渇化や海洋環境の変化に伴う漁獲高の減少、輸入魚を中心とした魚価高の影響など、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては、今後の経済情勢や消費動向並びに今後の出店計画等を勘案し、平成27年３月期を初年度とする平成29年３月期までの新たな中期経営計画“「新生魚力」クリエーションプラン2016”を策定いたしました。今期は、その初年度の経営目標として「改革の継続による企業価値の創出」を掲げ、「お客様に感動を与える企業を目指す」とともに「従業員満足度（ＥＳ）の追求」に向けて、各事業分野における基本戦略に取り組んでまいりました。

この間、小売事業で５店舗を出店いたしましたが、小売事業で３店舗を退店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は59店舗となりました。

また、当社は平成26年９月15日に、本社を東京都八王子市から東京都立川市へ移転いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は284億78百万円（前年同期比7.1％増）、営業利益は12億68百万円（前年同期比2.7％減）、経常利益は16億40百万円（前年同期比2.9％増）、当期純利益は11億43百万円（前年同期比34.3％増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

＜小売事業＞

小売事業では、既存店舗の売上高については、「旬の生魚」を中心に販売したことや、「土用丑の日セール」などイベントやハレの日の販売が好調で、懸念された消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動による売上高の減少はほとんど見られず、対前年同期比2.0％の増加で推移いたしました。その後は相次ぐ競合店の出店の影響もあり11月～１月までは対前年同月の売上高を下回って推移いたしましたが、２月は恵方巻きセール、３月には東京証券取引所市場第一部指定を記念した感謝セールが好調で、通算では対前年同期比0.4％の増加となりました。その結果、当連結会計年度では対前年同期比は0.7％の増加となりました。

新店は、平成26年４月に東急東横線武蔵小杉駅前の商業施設「ららテラス武蔵小杉」に武蔵小杉店（神奈川県川崎市）、７月にＪＲ中央線東小金井駅高架下商業施設「ｎｏｎｏｗａ東小金井」に東小金井店（東京都小金井市）、９月にＪＲ高崎線上尾駅前の「丸広百貨店上尾店」に上尾店（埼玉県上尾市）、平成27年３月にＪＲ中央本線甲府駅に隣接する商業施設「セレオ甲府」に甲府店（山梨県甲府市）を開店いたしました。また２月には従来の江戸前寿司に加え、米国風ロール寿司を品揃えした新たな業態の寿司テイクアウト専門店として、ＪＲ中央線武蔵小金井駅高架下商業施設「ｎｏｎｏｗａ武蔵小金井」にＳｕｓｈｉ力蔵武蔵小金井店（東京都小金井市）を開店いたしました。

改装は、「新越谷店」（埼玉県越谷市）が、耐震工事並びに全館改装のため、平成26年５月より規模を縮小した仮店舗で営業しておりましたが、12月に改装オープンしております。「横浜店」（神奈川県横浜市）は、５月に全面改装による一時閉鎖後、同月売場区画を変更し営業を開始しております。また、「亀有店」（東京都葛飾区）は、食品フロア改装のため６月に一時休業いたしましたが、７月に営業を再開しております。

一方、平成26年５月にはディベロッパーの営業政策変更により「春日部店」（埼玉県春日部市）を退店し、経営資源の効率化を図るため、平成27年１月に「錦糸町店」（東京都墨田区）、２月に「昭島築地店」（東京都昭島市）を退店いたしました。

また、当社店舗の中でも売上高・営業利益で貢献度の高い立川店は、出店しているルミネ立川店の大型改装に伴い、平成27年１月より営業面積を大幅に縮小しての仮営業を余儀なくされ、利益面で大きな影響を受けました。

この結果、売上高は226億９百万円（前年同期比5.6％増）、営業利益は11億61百万円（前年同期比7.3％減）となりました。

＜飲食事業＞

飲食事業では、小売事業と連動した「生本まぐろ」や「旬の生魚」等を活用したメニューの拡大や、「丑の日セール」や「魚力の日セール」などの販促企画と連動した「日替りおすすめメニュー」の展開に加え、居酒屋店舗でのインターネットサイトを活用した販促企画の実施等により集客に努めた結果、既存店舗の売上高は対前年同期比で1.3％の増加となりました。加えて、食材の見直しによる仕入原価の引き下げの継続などにより、収益構造の改革に取り組みました。

この結果、売上高は前期２店舗退店した影響で減収となり７億16百万円（前年同期比12.4％減）、営業利益は31百万円（前年同期比86.3％増）となりました。

＜卸売事業＞

卸売事業では、国内子会社の株式会社大田魚力は、大田市場の配送網を有効活用した新規卸売先の開拓を進め、売上高は22億61百万円、営業利益は46百万円となりました。

米国子会社ウオリキ・フレッシュ・インクは、日本食ブームを背景に食品スーパーへの寿司ネタや寿司関連商材を中心に拡大し、売上高は29億30百万円、営業利益は１億41百万円となりました。

この結果、グループ内取引を除く卸売事業の売上高は50億86百万円（前年同期比18.5％増）、営業利益は２億７百万円（前年同期比4.4％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、３億85百万円であります。

その主なものは、次のとおりであります。

既存店舗改修（５店舗）	１億66百万円
新規店舗開設（６店舗）	１億62百万円
新本社設備	18百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 28 期 平成24年３月期	第 29 期 平成25年３月期	第 30 期 平成26年３月期	第 31 期 (当連結会計年度) 平成27年３月期
売上高	25,342	24,847	26,580	28,478
経常利益	831	1,062	1,593	1,640
当期純利益	421	595	851	1,143
１株当たり当期純利益	28.83円	40.71円	59.57円	80.62円
総資産	15,559	16,170	16,297	17,975
純資産	12,520	13,416	13,585	14,796
１株当たり純資産額	856.43円	918.90円	955.26円	1,035.80円

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 28 期 平成24年３月期	第 29 期 平成25年３月期	第 30 期 平成26年３月期	第 31 期 (当事業年度) 平成27年３月期
売上高	23,213	22,082	22,478	23,721
経常利益	842	985	1,398	1,460
当期純利益	433	494	744	1,033
１株当たり当期純利益	29.63円	33.81円	52.10円	72.86円
総資産	15,507	16,037	16,036	17,432
純資産	12,729	13,496	13,540	14,536
１株当たり純資産額	870.68円	925.48円	954.38円	1,024.58円

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウオリキ・フレッシュ・インク	26,667USドル	75.0%	生鮮・冷凍水産物販売業
株式会社大田魚力	10百万円	100.0%	海産物の国内外卸売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、人口の減少、少子高齢化の進行等により、魚食が減少する状況にあります。また、魚資源の枯渇化の進行や、海外の魚食普及等に起因する魚価の高騰など、魚を取り巻く環境はより一層厳しくなるものと考えております。

しかしながら、このような時こそ「良い魚を鮮度良く、より安い価格で提供する」という当社の創業以来の精神を持ち続け、お客様の支持を絶対的なものとするとともに、日本の伝統文化である魚食の普及に取り組み、経営基盤をより確固たるものにしたいと考えております。

現状の課題としては、第１に、小売事業の収益構造の改善が重要と考えております。小売事業は、当社グループの核事業として売上高及び収益において大きな割合を占めており、当社グループの業績に与える影響が大きいためであります。

昨今の企業収益の回復や雇用・所得環境が改善し、景気はゆるやかに回復しつつあるものの、円安による食品の相次ぐ値上げや物価上昇などへの懸念、消費税増税などを背景とした消費者の生活防衛意識が高まる中、小売業界におきましては業態を超えた企業間の競争はますます激化し、コンビニエンスストアやネット販売との競争などに対して、今まで以上に商品の提供やサービスレベルの向上に努め収益力の強化を図ってまいります。

一方、社会情勢の変化によりコストアップとなる要素が増えており、これに対し経費の削減策を進めておりますが、店舗の運営体制の更なる見直しによる生産性の向上に取り組み、収益構造の改善に努めてまいります。

第２に、時代のニーズに対応した商品開発や品揃えが課題となっております。高齢化社会や単身者の増加に対応した「一尾・一切れ」からの販売や「少量パック商品」の充実、更に、顧客の利便性ニーズに対応した「調理済みの煮魚・焼魚・骨なし魚」の販売や、テイクアウト寿司や魚惣菜などの「できたて・つくりたて商品」の品揃えを充実してまいります。

また、鮮魚専門店へのお客様の期待を満たすべく、鮮魚専門店ならではのＰＢ商品を開発し、魚力ブランドとして構築してまいります。

このため、加工業者２社との共同出資により設立した合弁会社を活用し、調理済み商品の調達体制を強化するとともに、大手養殖業者との資本・業務提携により西日本を中心とした水産物から養殖魚まで幅広い品揃えによるお客様のニーズに対応してまいります。

第３に、成長性の確保があげられます。当社は、小売事業・飲食事業においてテナント出店を基本に店舗展開をしておりますが、近年、当社がターゲットとする一定の売上が見込めるターミナル駅近隣の商業施設は新規開発が少なくなっており、既存施設、すなわち現在同業他社が営業している店舗への入替出店が主となっております。そのため、既存店舗の活性化や人材の育成により出店候補者としてディベロッパーより指名されるよう努力してまいりました。

また、今後の成長性を確保するために新規出店は不可欠であり、首都圏を中心とした店舗開発情報の収集に力を入れ、積極的な物件開発に取り組むことが重要であります。

併せて、小面積で出店できる店舗形態の寿司テイクアウト専門店については、その事業構造の確立と多店舗展開を視野に入れた新規出店先の開拓を継続してまいります。

第４に、コンプライアンスの遵守、とりわけ「食の安全」につきましては継続してお客様の信用を得ていくことが重要な課題であり、制度の更なる整備、教育の徹底、現場の指導強化を進めてまいります。

第５に、人材の育成であります。当社の将来を担う経営幹部や店舗管理職の育成は積極的な出店には不可欠でありますので、社員教育の充実を図ってまいります。

また、店舗の重要な戦力となるパート社員については早期戦力化が課題であり、店舗で活用できる教育プログラムの開発にも取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
小売事業	鮮魚（冷凍品、加工品、塩干魚、鮮魚惣菜等含む）、寿司の小売販売
飲食事業	寿司飲食店、海鮮居酒屋の経営
卸売事業	国内外食品スーパー、飲食店、食品メーカー等への魚介類卸売

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

① 当社

イ．本社　　東京都立川市曙町二丁目８番３号

（注）当社は、平成26年９月15日に本社を東京都八王子市から上記所在地へ移転いたしました。

ロ．店舗　　総数59店舗

東京都 28店舗	立川ルミネ店、小岩店、吉祥寺店、三鷹店、東大和店、あきる野店、亀有店、高島平店、渋谷店、目黒店、◎練馬駅店、○立川北口店、北千住店、○昭島モリタウン店、○立川南口店、△渋谷サーモンスクエア店、◎花小金井店、池袋店、蒲田店、◎大手町店、渋谷東急本店、□東京駅店、東京ソラマチ店、八王子店、魚力市場昭島店、□かげん店、※東小金井店、※□武蔵小金井店、（昭島築地店）、（□錦糸町店）
埼玉県 11店舗	大宮店、草加店、新越谷店、所沢山口店、せんげん台店、北上尾店、飯能店、川越店、西川口店、鴻巣店、※上尾店、（春日部店）
千葉県 5店舗	稲毛店、□津田沼店、新浦安店、□海浜幕張店、魚力市場四街道店
神奈川県 11店舗	海老名店、小田原店、川崎店、久里浜店、青葉台店、横浜店、二俣川店、武蔵新城店、あざみ野店、港北店、※武蔵小杉店
山梨県 1店舗	※甲府店
愛知県 3店舗	名古屋丸栄店、一宮店、名古屋名鉄店

（注）１．※は当事業年度中に開店した店舗であります。
２．（　）は当事業年度中に閉店した店舗であります。
３．△は鮭の専門小売店であります。
４．□は寿司の専門小売店であります。
５．◎は寿司飲食店であります。
６．○は海鮮居酒屋であります。

② 子会社

ウオリキ・フレッシュ・インク	アメリカ合衆国
株式会社大田魚力	東京都大田区

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
小売事業	321名	２名減
飲食事業	18名	６名減
卸売事業	14名	７名減
報告セグメント計	353名	15名減
その他	１名	－
全社（共通）	44名	４名増
合計	398名	11名減

（注）１．使用人数は就業員数であり、嘱託社員32名、パートタイマー及びアルバイト615名（１人８時間換算）は含まれておりません。
２．「全社（共通）」として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
384名	４名減	40.0歳	13.7年

（注）１．使用人数は就業員数（子会社への出向者を除く）であり、嘱託社員32名、パートタイマー及びアルバイト603名（１人８時間換算）は含まれておりません。
２．使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　58,480,000株
② 発行済株式の総数　14,620,000株
③ 株主数　30,470名
④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社山桂	5,124千株	36.11%
三上和美	621千株	4.38%
株式会社みずほ銀行	400千株	2.81%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	400千株	2.81%
魚力社員持株会	269千株	1.89%
株式会社ヨンキュウ	250千株	1.76%
山田勝弘	240千株	1.69%
伊藤繁則	200千株	1.40%
第一生命保険株式会社	120千株	0.84%
明治安田生命保険相互会社	100千株	0.70%
山田貴史	100千株	0.70%

（注）１．当社は、自己株式を432千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	三上和美	
代表取締役社長	中田雅明	
専務取締役	山田雅之	営業統括本部長、商品部長
取締役	黒川隆英	営業統括本部副本部長、商品開発室長
取締役	伊藤忠彦	管理部長
常勤監査役	村谷政秋	
監査役	加藤勲	
監査役	本多広和	弁護士

（注）常勤監査役村谷政秋氏と監査役加藤　勲氏及び本多広和氏の３名は、社外監査役であります。なお、当社は監査役本多広和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	５名	98,595千円
監査役	３名	19,422千円（うち社外監査役　３名　19,422千円）
合計	８名	118,017千円（うち社外役員　３名　19,422千円）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第22回定時株主総会において年額360,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第22回定時株主総会において年額24,000千円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
監　査　役	村　谷　政　秋	当事業年度に開催された取締役会（13回）及び監査役会（15回）の全てに出席し、常勤監査役として議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	加　藤　　勲	当事業年度に開催された取締役会（13回）及び監査役会（15回）の全てに出席し、警視庁での豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	本　多　広　和	当事業年度に開催された取締役会（13回）のうち11回及び監査役会（15回）のうち13回に出席し、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

⑤　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は、当社は、３名全員が社外監査役である監査役会による取締役会への牽制及び経営に対する監視機能が十分に発揮できる体制を整えているとともに、当社の営む事業の情報や各業務に精通した少数の取締役による迅速な意思決定を図るためであります。

しかしながら、経営の透明性・客観性・幅広い情報収集力をより高めるために、独立性の高い社外取締役の選任議案を当事業年度に係る定時株主総会において上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　ひびき監査法人

（注）新橋監査法人は、平成26年７月１日をもって大阪監査法人と合併し、名称をひびき監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第1項の業務以外の業務であるコンフォート・レター作成についての対価を支払っております。

３．当社の子会社であるウオリキ・フレッシュ・インクは、EOS ACCOUNTANTS LLPの監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ひびき監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定　平成27年４月24日）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款を遵守し、コンプライアンスの推進に関しては取締役・従業員がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ職務執行にあたるよう会議及び研修等を通じて指導する。

「魚力行動規範」を定め、これをコンプライアンス体制の基盤とするとともに、この規範に則り社会的責任を果たす。

また、重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに管理部に情報が集約され、経営会議に対して報告がなされ適切に対応する。

また、法令、社内規程並びに「魚力行動規範」を逸脱した行為の内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン規程」を制定し、社内外から広く情報を集め、不正行為について適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に関しての情報の保存及び管理は、文書の作成、保存及び廃棄を定めた「文書保存規程」により行う。また、情報の管理については「情報管理規程」により対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制としては、その基本的枠組みとして、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する管理と事故発生時の対応等について定めている。

具体的には、法的規制等については、各事業部門がそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

個人情報保護法に関しては、「個人情報管理規程」に基づき経営企画室及び管理部が中心となって対応する。

商品に関しては、品質管理担当部門が当社販売商品の安全性確保、品質向上について定期的に点検、見直しを行うものとする。

更に、毎月１回開催する取締役と労働組合との「労使協議会」や、各部門の責任者及び労働組合参加のもと定期的に開催する「安全衛生委員会」にて、労働環境の改善や労働安全に取り組む。

また、不測の事態が発生した場合に備え「緊急事態対策規程」を定め、その事態の大きさにより緊急事態対策本部を設置し、迅速的な状況把握と適切な対応、並びに被害を最小限に食い止める体制を作るとともに、事業継続が可能な体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な決定事項については、原則として毎月１回開催する定時取締役会において決定する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。

また、会社の業務執行にあたっては、取締役会の決議により各取締役へ業務委嘱を行う。

業務の運営については、事業環境を踏まえ年度予算を立案し全社的な目標を設定する。各部門においてはその目標に向け具体策を立案し実行する。その実行状況については、原則として毎月２回開催する経営会議において随時報告を行い、対応を必要とする重要な事項に関しては、慎重かつ迅速に対策の意思決定を行う。

⑤　会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務効率、コンプライアンス等全てについてグループとしての管理体制とし、その経営理念、政策方針を子会社にまで周知し、これに基づき会社ごとに具体的施策を策定させる他、子会社の内部統制の構築について支援・指導する。

子会社の業務執行に関しては「関係会社管理規程」に基づき管理し、子会社はその執行状況について定期的に当社へ報告するものとする。なお、子会社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼす重要案件については、事前に当社の承認を得るものとする。

また、子会社の業務の状況については、内部監査室が定期的に監査を行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、当社の規模から監査役の職務を補助すべき従業員は当面置かないが、必要に応じて内部監査室及び関連する部門のスタッフが監査役から調査の委嘱を受け、監査役の補助を行うものとする。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に、常勤監査役は経営会議をはじめその他重要な意思決定会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けるものとする。そのため取締役及び従業員は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し出席を依頼するものとする。

各取締役は、取締役会にて四半期に１回、業務委嘱事項に係る執行状況についての報告を行う。また、当社及び子会社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、取締役・従業員による違法または不正な行為を発見したとき、その他、監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

なお、従業員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、また、内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れるようにする。

なお、監査役は、当社の会計監査人であるひびき監査法人からの会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図れるようにする。

また、企業の不祥事が発生した場合については、その原因追及、損害の拡大防止、早期収束、再発防止などを図るため、監査役は必要に応じて取締役に調査委員会の設置を求める。また、調査委員会の独立性・中立性・透明性を確保する必要がある場合、監査役は監査役会の協議を経て、取締役に対して外部の独立した弁護士等を構成員とする第三者委員会の設置を勧告、あるいは必要に応じて立ち上げる。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

また、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制の整備

代表取締役社長は、当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法をはじめとする関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制を構築するとともに、その維持・改善に努める。

また、事業年度ごとに金融商品取引法に基づく内部統制報告書としてとりまとめ、取締役会に報告する。

内部監査室は、内部監査活動の一環として財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、代表取締役社長に報告する。

また、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況に是正・改善の必要がある場合については、関連部署は速やかに対策を講じる。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引関係を含め決して関わりを持たない。

また、不当な要求に対しては、対応を管轄する部署を管理部と定め、警察・弁護士等外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、確固たる経営基盤に基づき、安定した成長と経営の効率化の推進による収益の向上をめざしております。このため内部留保を充実させることにより企業体質の強化を図りつつ、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

現在当社グループの自己資本比率は80%を超えており、強い企業体質を保ちながら当面の成長原資の確保としては、内部留保で十分な水準であると判断いたしております。

従いまして、営業活動をとおして生じる利益については、積極的に株主還元を行ってまいります。具体的には配当性向50%を目途として安定的に配当を行ってまいります。ただし、将来の経営状況の変化及び経営戦略の転換などにより、積極的な事業拡大のための原資確保が必要となった場合は、一時的に内部留保を優先に利益配分を行いたいと考えておりますが、その場合においても一定の配当水準の維持に努めてまいります。

内部留保については、取り扱い商品の特性として食品関係の社会的な事件発生等により売上高が影響を受け易いことから、株主資本の増加による経営体質の強化に充当することとし、併せて更なる成長力獲得のための企業拡大の原資として、有効に活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した柔軟な資本政策の一環として財政状況や株価の動向を勘案しながら検討してまいります。

併せて、株主還元の一環として９月末日現在の株主様に対し、株主優待品として海産物の送付を行っております。

当期の期末配当については、当期純利益が当初計画を上回る結果となりましたので、平成27年３月20日に公表いたしました配当予想の修正から３円増配し、普通配当33円に東証一部指定記念配当の５円を加えた１株当たり期末配当金38円をお支払いすることといたします。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	7,649,642	流動負債	2,853,435
現金及び預金	4,784,816	支払手形及び買掛金	1,145,319
受取手形及び売掛金	1,810,565	未払金	730,501
有価証券	40,000	未払法人税等	381,779
商品及び製品	799,968	賞与引当金	134,524
原材料及び貯蔵品	10,147	その他	461,310
繰延税金資産	124,406	固定負債	324,896
その他	87,422	退職給付に係る負債	257,863
貸倒引当金	△7,685	資産除去債務	13,208
固定資産	10,325,406	その他	53,823
有形固定資産	2,188,307	負債合計	3,178,331
建物及び構築物	954,771	（純資産の部）	
機械装置及び運搬具	20,234	株主資本	14,826,726
土地	857,625	資本金	1,563,620
その他	355,675	資本剰余金	1,441,946
無形固定資産	62,182	利益剰余金	12,421,313
投資その他の資産	8,074,916	自己株式	△600,153
投資有価証券	6,851,465	その他の包括利益累計額	△131,514
長期貸付金	22,624	その他有価証券評価差額金	424,204
繰延税金資産	40,837	土地再評価差額金	△603,232
再評価に係る繰延税金資産	169,875	為替換算調整勘定	55,373
敷金及び保証金	814,952	退職給付に係る調整累計額	△7,860
その他	175,160	少数株主持分	101,505
資産合計	17,975,048	純資産合計	14,796,717
		負債純資産合計	17,975,048

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**28,478,860**
売上原価		**17,984,526**
売上総利益		**10,494,334**
販売費及び一般管理費		**9,225,356**
営業利益		**1,268,977**
営業外収益		
受取利息	152,576	
受取配当金	46,722	
持分法による投資利益	4,369	
不動産賃貸料	10,680	
デリバティブ評価益	18,319	
為替差益	123,868	
その他	37,788	394,324
営業外費用		
不動産賃貸費用	9,303	
上場関連費用	13,566	22,869
経常利益		**1,640,432**
特別利益		
固定資産売却益	5,851	
投資有価証券売却益	261,564	
持分変動利益	2,272	269,688
特別損失		
固定資産除却損	16,001	
減損損失	93,020	109,021
税金等調整前当期純利益		**1,801,099**
法人税、住民税及び事業税	657,832	
法人税等調整額	△27,218	630,613
少数株主損益調整前当期純利益		**1,170,485**
少数株主利益		26,752
当期純利益		**1,143,732**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,563,620	1,441,946	11,874,027	△600,153	14,279,440
会計方針の変更による累積的影響額			△53,735		△53,735
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,563,620	1,441,946	11,820,292	△600,153	14,225,705
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△425,620		△425,620
当期純利益			1,143,732		1,143,732
土地再評価差額金の取崩			△117,091		△117,091
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	601,021	－	601,021
当連結会計年度末残高	1,563,620	1,441,946	12,421,313	△600,153	14,826,726

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	152,552	△890,199	20,468	△9,660	△726,839	32,741	13,585,342
会計方針の変更による累積的影響額							△53,735
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	152,552	△890,199	20,468	△9,660	△726,839	32,741	13,531,607
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△425,620
当期純利益							1,143,732
土地再評価差額金の取崩							△117,091
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	271,652	286,967	34,904	1,800	595,324	68,764	664,088
当連結会計年度変動額合計	271,652	286,967	34,904	1,800	595,324	68,764	1,265,110
当連結会計年度末残高	424,204	△603,232	55,373	△7,860	△131,514	101,505	14,796,717

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　２社

・連結子会社の名称　ウオリキ・フレッシュ・インク
株式会社大田魚力

(2) 持分法の適用に関する事項

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　１社

・関連会社の名称　松岡インターナショナル株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。
ただし、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価しております。

ロ．デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……当社は主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を、国内連結子会社は先入先出法による原価法を、また、在外連結子会社は先入先出法による低価法を採用しております。

貯蔵品……当社及び国内連結子会社は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を、また、在外連結子会社は先入先出法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産……当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産……当社及び連結子会社は自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年又は５年）による定額法を採用しております。

ハ．長期前払費用……当社は均等償却をしております。

ニ．投資不動産……当社は定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した投資建物（投資建物附属設備を除く）については定額法、また、投資借地権については土地の賃借契約期間にわたる均等償却）を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金……当社は従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定率法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が83,439千円増加し、利益剰余金が53,735千円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

定期預金	60,984千円

※なお、これに対応する担保に係る債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,586,173千円
(3) 投資不動産の減価償却累計額	264,990千円

(4) 資産に係る減損損失累計額

連結貸借対照表上、各資産の金額から直接控除しております。

(5) 事業用土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法」（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法を採用しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	357,215千円

(6) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	600,000千円
借入実行残高	―千円
差引額	600,000千円

４．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
立川店（東京都立川市）	店舗	建物	22,665
		構築物	48
		工具器具備品	1,230
東大和店（東京都東大和市）	店舗	建物	9,094
		工具器具備品	1,684
海浜幕張店（千葉県千葉市）	店舗	建物	16,878
		工具器具備品	7,511
四街道店（千葉県四街道市）	店舗	建物	14,680
		工具器具備品	17,854
津田沼店（千葉県習志野市）	店舗	工具器具備品	1,232
大手町店（東京都千代田区）	店舗	工具器具備品	139
合計			93,020

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。

主に収益性が継続的に悪化した店舗及び改装が決定した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、店舗の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,620千株	－千株	－千株	14,620千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	432千株	－千株	－千株	432千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年５月８日取締役会	普通株式	425,620	30	平成26年３月31日	平成26年６月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年５月８日取締役会	普通株式	利益剰余金	539,118	38	平成27年３月31日	平成27年６月29日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に限定して運用することを社内規程で制限しております。資金運用については流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い金融資産での運用を原則とし、資金調達については営業活動による現金収入確保と金融機関より借入れる方針であります。デリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券に区分される株式や株式投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、出店先である取引先企業に対し預託保証金である長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、ほとんど３ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替相場の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、通貨オプション取引であり、為替相場の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、取引先ごとの回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても内規に従い、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財政状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、保有継続について定期的に検討を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に基づき、管理部長が経営会議の承認を得て行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,784,816	4,784,816	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,810,565		
貸倒引当金	△7,685		
	1,802,879	1,802,879	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	140,000	141,135	1,135
その他有価証券	6,511,119	6,511,119	－
(4) 長期貸付金	22,624	24,335	1,710
資産計	13,261,440	13,264,286	2,846
(1) 支払手形及び買掛金	1,145,319	1,145,319	－
(2) 未払金	730,501	730,501	－
(3) 未払法人税等	381,779	381,779	－
負債計	2,257,599	2,257,599	－
デリバティブ取引（＊）	27,292	27,292	－

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価について、株式及び不動産投資信託等は取引所の価格によっており、債券は元利金の合計額を信用リスクを勘案した利率で割り引いて算定し、株式投資信託受益証券等はオープン基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、出店の際の預託保証金であります。この時価については、償還時の受取見込額を国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

通貨オプションの時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	240,346
敷金及び保証金	814,952

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローがいつ発生するのかについての見積もりが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品であります。

７．資産除去債務に関する注記

当連結会計年度末（平成27年３月31日）

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

賃貸用不動産の借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を借地期間である30年と見積り、割引率は2.301％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	12,911千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	297千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	13,208千円

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

① 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない旨

当社が使用している店舗に関する建物及び構築物に係る資産除去債務は連結貸借対照表に計上しておりません。

② 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

当社が使用している店舗については、不動産賃貸借契約により退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、契約終了時に店舗の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて協議することとなるため、原状回復義務の履行時期及び除去費用の金額を合理的に見積ることが困難であります。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

③ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,035円80銭
(2) １株当たり当期純利益	80円62銭

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,516,521**	**流動負債**	**2,590,298**
現金及び預金	4,644,745	買掛金	951,216
売掛金	1,489,700	未払金	725,583
有価証券	40,000	未払費用	19,472
商品及び製品	120,061	未払法人税等	368,968
原材料及び貯蔵品	7,124	未払消費税等	205,494
前払費用	28,972	預り金	79,077
繰延税金資産	82,818	賞与引当金	134,524
関係会社短期貸付金	60,030	その他	105,961
その他	43,068	**固定負債**	**305,841**
固定資産	**10,915,624**	退職給付引当金	246,253
有形固定資産	**2,131,932**	長期未払金	42,000
建物	925,534	資産除去債務	13,208
構築物	19,406	その他	4,380
車両運搬具	3,721	**負債合計**	**2,896,139**
工具器具備品	325,644	（純資産の部）	
土地	857,625	**株主資本**	**14,715,033**
無形固定資産	**57,677**	**資本金**	**1,563,620**
商標権	119	**資本剰余金**	**1,441,946**
電話加入権	10,486	資本準備金	1,441,946
ソフトウエア	45,925	**利益剰余金**	**12,309,621**
その他	1,146	利益準備金	151,286
投資その他の資産	**8,726,015**	その他利益剰余金	12,158,334
投資有価証券	6,851,465	別途積立金	10,000,000
関係会社株式	278,169	繰越利益剰余金	2,158,334
長期貸付金	22,624	**自己株式**	**△600,153**
関係会社長期貸付金	480,240	**評価・換算差額等**	**△179,027**
長期前払費用	27,335	**その他有価証券評価差額金**	**424,204**
繰延税金資産	37,086	**土地再評価差額金**	**△603,232**
再評価に係る繰延税金資産	169,875	**純資産合計**	**14,536,006**
投資不動産	39,791		
敷金及び保証金	805,134		
その他	14,290		
資産合計	**17,432,146**	**負債純資産合計**	**17,432,146**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**23,721,857**
売上原価		**14,050,056**
売上総利益		**9,671,800**
販売費及び一般管理費		**8,593,171**
営業利益		**1,078,629**
営業外収益		
受取利息	13,407	
有価証券利息	149,898	
受取配当金	46,722	
不動産賃貸料	10,680	
デリバティブ評価益	18,319	
為替差益	120,861	
その他	44,716	404,605
営業外費用		
不動産賃貸費用	9,303	
上場関連費用	13,566	22,869
経常利益		**1,460,365**
特別利益		
固定資産売却益	5,851	
投資有価証券売却益	261,564	267,416
特別損失		
固定資産除却損	16,001	
減損損失	93,020	109,021
税引前当期純利益		**1,618,760**
法人税、住民税及び事業税	578,182	
法人税等調整額	6,925	585,108
当期純利益		**1,033,651**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,563,620	1,441,946	1,441,946	151,286	10,000,000	1,721,130	11,872,416	△600,153	14,277,828
会計方針の変更による累積的影響額						△53,735	△53,735		△53,735
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,563,620	1,441,946	1,441,946	151,286	10,000,000	1,667,394	11,818,681	△600,153	14,224,093
当期変動額									
剰余金の配当						△425,620	△425,620		△425,620
当期純利益						1,033,651	1,033,651		1,033,651
土地再評価差額金の取崩						△117,091	△117,091		△117,091
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	490,940	490,940	－	490,940
当期末残高	1,563,620	1,441,946	1,441,946	151,286	10,000,000	2,158,334	12,309,621	△600,153	14,715,033

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	152,552	△890,199	△737,647	13,540,181
会計方針の変更による累積的影響額				△53,735
会計方針の変更を反映した当期首残高	152,552	△890,199	△737,647	13,486,446
当期変動額				
剰余金の配当				△425,620
当期純利益				1,033,651
土地再評価差額金の取崩				△117,091
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	271,652	286,967	558,619	558,619
当期変動額合計	271,652	286,967	558,619	1,049,559
当期末残高	424,204	△603,232	△179,027	14,536,006

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。
ただし、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産……ソフトウエア（自社利用）については社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用……均等償却をしております。

④ 投資不動産……定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した投資建物（投資建物附属設備を除く）については定額法、また、投資借地権については土地の賃借契約期間にわたる均等償却）を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定率法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が83,439千円増加し、利益剰余金が53,735千円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

定期預金	6,751千円

※なお、これに対応する担保に係る債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,468,425千円
(3) 投資不動産の減価償却累計額	264,990千円

(4) 資産に係る減損損失累計額

貸借対照表上、各資産の金額から直接控除しております。

(5) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	23,363千円

(6) 事業用土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法」（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法を採用しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	357,215千円

(7) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	600,000千円
借入実行残高	―千円
差引額	600,000千円

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	329,891千円
仕入高	119,545千円
販売費及び一般管理費	100千円
営業取引以外の取引による取引高	19,077千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
立川店（東京都立川市）	店舗	建物	22,665
		構築物	48
		工具器具備品	1,230
東大和店（東京都東大和市）	店舗	建物	9,094
		工具器具備品	1,684
海浜幕張店（千葉県千葉市）	店舗	建物	16,878
		工具器具備品	7,511
四街道店（千葉県四街道市）	店舗	建物	14,680
		工具器具備品	17,854
津田沼店（千葉県習志野市）	店舗	工具器具備品	1,232
大手町店（東京都千代田区）	店舗	工具器具備品	139
合計			93,020

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。

主に収益性が継続的に悪化した店舗及び改装が決定した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、店舗の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	432千株	－千株	－千株	432千株

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
（流動資産）	
賞与引当金	44,527千円
未払事業税	30,860千円
その他	7,429千円
合計	82,818千円
（固定資産）	
退職給付引当金	79,979千円
未払役員退職慰労金	13,578千円
投資借地権	58,463千円
減価償却超過額	81,605千円
その他	5,850千円
合計	239,476千円
繰延税金資産合計	322,295千円
繰延税金負債	
（固定負債）	
その他有価証券評価差額金	△202,390千円
繰延税金負債合計	△202,390千円
繰延税金資産の純額	119,904千円

(2) 法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,383千円減少し、法人税等調整額が30,061千円、その他有価証券評価差額金が20,677千円、それぞれ増加しております。

７．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	ウオリキ・フレッシュ・インク	（所有）直接　75.0%	資金の援助役員の兼任	商品の販売	329,891	関係会社売掛金	16,910
				資金の貸付（注）	－	関係会社短期貸付金	60,030
				利息の受取	9,409	関係会社長期貸付金	480,240

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、担保は受け入れておりません。

８．資産除去債務に関する注記

当事業年度末（平成27年３月31日）

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

賃貸用不動産の借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を借地期間である30年と見積り、割引率は2.301％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	12,911千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	297千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	13,208千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

① 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨

当社が使用している店舗に関する建物に係る資産除去債務は貸借対照表に計上しておりません。

② 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

当社が使用している店舗については、不動産賃貸借契約により退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、契約終了時に店舗の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて協議することとなるため、原状回復義務の履行時期及び除去費用の金額を合理的に見積ることが困難であります。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

③ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,024円58銭

(2) １株当たり当期純利益　72円86銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月28日

株式会社　魚　力
取締役会　御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　小川　明　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　倉持政義　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社魚力の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社魚力及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月28日

株式会社　魚　力
取締役会　御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　小川　明　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　倉持政義　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社魚力の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月29日

株式会社　魚　力　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　村　谷　政　秋　㊞

監　査　役(社外監査役)　加　藤　　勲　㊞

監　査　役(社外監査役)　本　多　広　和　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)　インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性・周知性の向上及び公告掲載費用の削減並びに手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

(2)　取締役が期待される役割やその能力を十分に発揮できるよう、そして社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、並びに「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことから、業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、条文の新設及び一部を変更するものであります。

なお、変更案第25条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3)　条文の新設に伴う条数の繰り下げ及び一部表記の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第４条（条文記載省略）	第１条～第４条（現行どおり）
（公告方法） 第５条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	（公告方法） 第５条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第６条～第24条（条文記載省略）	第６条～第24条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（取締役の責任免除） 第25条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。
第25条～第32条（条文記載省略）	第26条～第33条（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第33条　（条文記載省略） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第34条　（現行どおり） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。
第34条～第41条（条文記載省略）	第35条～第42条（現行どおり）

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性・客観性・幅広い情報収集力をより高めるため社外取締役２名を増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	三上和美 （昭和22年３月12日生）	昭和41年４月　株式会社魚力商店（現株式会社山桂）入社 昭和59年12月　当社代表取締役専務取締役 平成元年10月　当社代表取締役社長 平成９年６月　当社代表取締役副会長 平成13年６月　当社相談役 平成14年６月　当社退社 平成24年１月　当社顧問就任 平成24年６月　当社代表取締役会長（現任）	621,900株
2	中田雅明 （昭和33年４月５日生）	昭和56年４月　株式会社岡村製作所入社 平成６年１月　当社入社 平成８年６月　当社取締役 平成10年４月　当社財務経理部長 平成16年10月　当社情報システム室長 平成22年６月　当社常務取締役 平成23年４月　当社管理本部長 平成23年６月　当社代表取締役社長（現任）	60,000株
3	山田雅之 （昭和39年３月８日生）	昭和60年４月　当社入社 平成９年２月　当社取締役 平成14年６月　当社常務取締役 平成17年４月　当社商品統括本部長 平成20年３月　ウオリキ・フレッシュ・インク取締役社長兼ＣＥＯ 平成24年４月　当社営業統括本部長（現任） 平成24年６月　当社専務取締役（現任） 平成26年４月　当社商品部長	80,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	黒川隆英 （昭和42年４月１日生）	昭和60年４月　当社入社 平成23年６月　当社営業部長 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成25年10月　当社営業統括本部副本部長（現任） 平成26年４月　当社商品開発室長（現任）	6,100株
5	伊藤忠彦 （昭和40年12月23日生）	平成元年４月　戸田会計事務所入所 平成７年11月　当社入社 平成23年６月　当社財務経理部長 平成25年４月　当社管理本部長 平成26年４月　当社管理部長（現任） 平成26年６月　当社取締役（現任）	4,200株
※6	本多広和 （昭和45年５月５日生）	平成６年10月　司法試験合格 平成９年４月　弁護士登録 平成９年４月　阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現任） 平成16年３月　米国ニューヨーク州弁護士登録 平成19年６月　当社社外監査役（現任） 平成27年６月　一般社団法人日本国際知的財産保護協会理事（現任）	－株
※7	岩崎哲也 （昭和41年２月20日生）	平成２年４月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成６年３月　公認会計士登録 平成９年２月　エヌイーディー株式会社入社 平成９年２月　岩崎哲也公認会計士事務所開設 平成14年５月　税理士登録 平成16年８月　シティア公認会計士共同事務所開設（現任） 平成18年１月　ビ・ライフ投資法人（現大和ハウス・レジデンシャル投資法人）監督役員（現任） 平成24年６月　当社顧問就任（現任）	－株

（注）１．※は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．本多広和氏及び岩﨑哲也氏は社外取締役候補者であります。
４．本多広和氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となり、任期満了となります。
５．社外取締役候補者の選任理由について
(1) 本多広和氏につきましては、弁護士としての専門的見地並びに企業経営に関する高い見識を有しており、また、当社社外監査役を８年間経験していることから経営全般に関する助言・監督を行っていただくためであります。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
(2) 岩﨑哲也氏につきましては、公認会計士、税理士としての専門知識と企業経営に関する高い見識を有しており、会計専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な助言・監督を行っていただくためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
６．当社は本多広和氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、本多広和氏及び岩﨑哲也氏が取締役に選任された場合、「第１号議案　定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
７．当社は、本多広和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。また、岩﨑哲也氏は、当社との間で顧問契約を締結しておりますが、取引金額は軽微であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※1	根岸功生（ねぎしいさお） （昭和33年３月７日生）	昭和59年８月　監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成３年３月　公認会計士登録 平成３年６月　ヘルツ株式会社入社 平成10年９月　株式会社プライムシステム入社 平成12年６月　根岸公認会計士事務所開設 平成16年８月　シティア公認会計士共同事務所開設（現任） 平成16年11月　税理士登録 平成20年10月　ウインテスト株式会社社外監査役（現任） 平成24年６月　イーター電機工業株式会社常勤社外監査役	－株
2	加藤勲（かとういさお） （昭和17年１月27日生）	昭和40年９月　警視庁入庁 平成３年３月　警視庁北沢警察署長 平成10年２月　警視庁第六方面本部長 平成11年２月　警視庁生活安全部参事官 平成12年２月　警視庁第五方面本部長兼警務部参事官 平成14年６月　当社社外監査役（現任） 平成15年12月　株式会社弥生共済会代表取締役社長	－株
※3	鶴巻康枝（つるまきやすえ） （昭和43年６月21日生）	平成７年４月　東京都庁入庁 平成16年４月　司法研修所入所 平成17年10月　弁護士登録 平成21年３月　ビ・ライフ投資法人（現大和ハウス・レジデンシャル投資法人）監督役員 平成23年３月　ベリタス法律事務所入所（現任）	－株

（注）１．※は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．根岸功生氏、加藤勲氏及び鶴巻康枝氏は、社外監査役候補者であります。
４．社外監査役候補者の選任理由について
(1) 根岸功生氏につきましては、他社での豊富な監査経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
(2) 加藤勲氏につきましては、警視庁での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
(3) 鶴巻康枝氏につきましては、弁護士としての専門的見地並びに企業経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．加藤勲氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
６．当社は加藤勲氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、加藤勲氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
また、根岸功生氏及び鶴巻康枝氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定です。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　パレスホテル立川　４階「ローズルーム」
東京都立川市曙町２丁目40番15号
ＴＥＬ　042-527-1111



交通　ＪＲ立川駅北口より伊勢丹の脇の歩行者デッキを直進。
高島屋を越えてすぐ。徒歩約３分。

ご出席されます株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

ご出席の株主の皆様に対するお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解の程、よろしくお願い申しあげます。